

川崎市幸区選挙管理委員会告示第 5 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 30 条の 12 において準用する同法第 28 条の 4 第 7 項の規定により令和 6 年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和 7 年 5 月 2 1 日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 海老塚 美 子